

実質化された人・農地プラン

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安曇野市	高家地区(熊倉集落・アルプス団地・中曽根集落・下飯田集落・飯田集落・たつみ原集落・真々部集落)	令和3年3月29日	令和7年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	508ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	375ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	121ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	94ha
(備考)	

注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

10a未満のほ場が多く、作業効率が悪い。水路の管理が困難になってきている。住宅回りの小規模な農地の引き受け手が危惧される。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

熊倉集落は多様な担い手がいるが、今後、規模縮小していく農家の農地は、中心経営体である認定農家4名、集落営農組織が担うとともに、数件の認定農業者により維持していく。
中曽根集落は、中心経営体である認定農家1名、集落営農組織が担っていく。
飯田・下飯田集落は、中心経営体である認定農家3名で担っていく。
真々部集落の農地利用は、集落営農組織による利用調整を行い、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、数件の農家により対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸付意向が確認された農地は、中心経営体である認定農業者、集落営農組織が借りていく。
農地中間管理機構の活用については、貸付者・借受者の意向を確認し活用していく。
地域の担い手による話し合いを充実させていく。
補助金制度の見直し・充実があればそれに基づく農機具の購入とスマート農業の推進をしていく。
農業経営を安定させるために、農産物を高く売するための販売ルートの確保

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。